



シンガポールの年金制度 ～政府による強制積立金制度～

世間ではお盆休みということもあり、ご自宅でゆっくりと新聞を読む機会のあった方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。国内では衆議院解散総選挙も8月末に迫り、新聞各紙1面や政治面には「マニフェスト」なるカタカナも踊っています。

昨年からの経済危機が大きな注目を集めたために「旬」な時期は過ぎましたが、以前に「消えた年金記録」問題などで論議を呼んだ公的年金についてもマニフェストには盛り込まれていることと思いますし、公的年金は私たちの生活に直結する重要な問題であると思います。

今回は、当地：シンガポールの年金制度についてお話ししたいと思います。

1. はじめに

まずはじめに、シンガポールでは日本で意味するところの「公的年金」はありません。また、国民健康保険といった医療保険専用の公的制度もありません。

代わりに「CPF(:Central Provident Fund)」というものが存在します。「中央積立基金」と訳されます。詳細は後述しますが、簡単に言えば「政府管理の積立金制度」といったところでしょうか。

2. CPF の仕組み

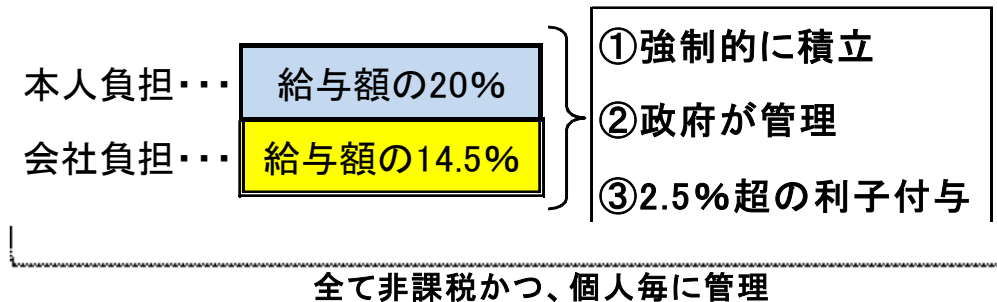
CPF は勤労者が定年退職後、または不慮の事故等で働けなくなった場合の経済的な保障手段として 1995 年に創設されています。

おおまかな内容は下記の通りです。

- ① 加入は一定以上収入のある勤労者の『義務』（つまり強制）
- ② 労使折半で拠出して積み立てる
- ③ 積立金には **2.5%超の利子がつく**
- ④ 全ての積立金とその利子は**非課税**
- ⑤ 積立金は**個人毎に管理され、残高をインターネットで確認可能**
- ⑥ 加入者は55歳になれば積立金を一部利用可能
- ⑦ 55歳未満でも一定の場合（住宅購入費・教育費・医療費など国が認める用途に限る）に引き出して利用可能

(次項に解説図あり)

〈 CPF の積立方法 〉(注:負担率は現在の水準)



※ご参考までに

拠出金は、以下のような割合で3つの口座に分別されて積み立てられる。

(各個人には個別に口座番号があてがわれ、終生口座番号が変わることがない)

- (1) 75%・・・普通口座(Ordinary)
住宅購入、教育費および政府が認めた投資などに使用可能
- (2) 15%・・・メディセイブ(Medisave)
加入者や直系親族の入院費や医療保険費、また住宅購入費用として使用可能
- (3) 10%・・・特別口座(Special)
定年後または不慮の事故に備えて留保される部分(通常時使用不可)

加入者が55歳を超えると、必要最低額(2009年時点:普通口座+特別口座S\$117,000/メディセイブS\$25,000)を超える金額のうち40%を限度に自由に引き出すことができる。

なお、上記の40%という数値は毎年10%ずつ減少し2013年以降、10%で固定される予定。これは、せっかく貯めたCPFを55歳で引き出せるだけ引き出して浪費し、老後困窮している者もいる現状を政府が改善しようとしているため。

3. 日本の年金制度

みなさんはある程度ご存じかと思います。ここではCPFと比較するために内容をある程度絞って記載します。

- ① 公的年金は国民年金と厚生年金の2つ、ともに**対象者は強制加入**
- ② 厚生年金のみ労使折半、保険料率は所得次第
- ③ 基金の運用は相場次第
- ④ 年金保険料は所得控除の対象(**非課税**)
- ⑤ 納付した**保険料は基金に帰属、保険料納付者が将来もらえる年金総額は確定しない**
- ⑥ 資格期間(加入して保険料納付した期間)が25年以上ある人が65歳になった時に受給資格が発生、**請求しないともらえない**
- ⑦ 受給資格発生までは受け取ることができない

4. CDP と日本における公的年金の相違点(要約)

	CPF	公的年金(日本)
加入可否	要/強制	要/強制
掛金(保険料)の帰属	個人	基金
支給年金額	支給総額で確定	支給月額で確定
支給期間	積立金のある限り ※	無限
中途受給	条件付で可	不可

※CPF では制度的に 55 歳到達時に積立金で CPF が認める保険会社の終身年金に加入することを認めており、長生きしてしまった際のリスクをカバーしようとしているが、終身年金にしても十分な金額が支給されるとは言えない。

5. 日本の年金と比較した CPF のメリット・デメリット

(ア) メリット

- 拠出した額よりも将来受け取る額のほうが少ない、といったことが発生しない。
- 掛け金の未納ということがない。
- 税による補助が必要ないため、財政負担がない。
- 2.5%超の利回りを政府が保証している
- 口座管理は国民に悉皆付与されている ID 番号で管理されているので、転職等があっても“宙に浮く”“消える”ことはない

(イ) デメリット

- ×長生きし過ぎた場合、資金が不足する可能性がある(完全に自己責任)
- ×CPF 非対象層である低所得者層(月間所得 S\$500 未満)に対する老後の社会保障が手薄となる
- ×大幅なインフレとなった際には、受給額が“目減り”する可能性がある

6. まとめ

(ア) 日本の年金制度は、私たち現役世代の保険料負担で年金受給世代の年金給付に必要な費用を賄うという「世代間扶養」の考え方をもとにした「賦課方式」で運営されています。今回このレポートを作成するにあたり、当地の CPF という制度を勉強してみました。最初は「日本のいくら貰えるかもわからない年金制度よりはスッキリしていてよっぽどいいのではないか？」と感じました。

(イ) しかしながら、現地在住の人に聞くと「CPF の殆どを住宅購入費用に使っていて CPF 残高はほとんどない」人が「Almost everyone (ほとんど全員)」であるとのこと。「全員」はオーバーとしても、無税で住宅資金を蓄えていく、という目的に CPF を利用している場合が多く、55 歳到達時までまともに年金とし

て利用できる CPF 残高を残している人は少ないのが現状のようで、CPF は年金としての機能を果たしていないとも言えるかも知れません。このため、日本と同様に、CPF とは別に民間の年金保険のような商品を購入する人もいます。

(ウ)ただ、シンガポールには相続税がないため、住む家さえ確保できていれば、老後必要になるのは本当の意味での生活費だけと考えられます。また、当地は「親の面倒は子供が見る」という文化が強く残っており、親に生活費として送金を行なっている者は多く、年金はなくとも子供が何人かいれば老後は安心と考えている向きも見受けられます。この面からは、今のところ当地では日本の公的年金のようなシステムはあまり重要ではないのかも知れません。(ただ、シンガポールも少子化、晩婚化、長寿化が進んでおり、物価水準も高くなってきていることから、今後は本当の意味での“自分の老後を自分で面倒を見るための年金制度”の充実が必要になってくるかも知れません。)

(エ) 少子高齢化が進む我が国では、現在の公的年金制度では制度維持が困難になるとの考えから「年金制度改革」と称した取り組みもなされているようです。年金制度は私たちの将来に大きく影響するものであると思います。8 月末には総選挙も控えていますし、今一度、各党の「マニフェスト」を比較して、自分の将来を選ぶための選挙に足を運んでみてはいかがでしょうか。

以 上